

介護保険制度施行に向けた 高齢者実態調査のおねがい

平成12年度より施行される
介護保険制度に向けた準備段階として村ではアンケート方式による高齢者実態調査を実施いたします。これは皆様に保健福祉サービスの利用意向や日頃の健康状態をお伺いし、月潟村で必要とされる介護サービス量を推計したり、保険料算定のための基礎資料を集めることが目的の調査です。

(1) 高齢者一般調査
平成10年4月1日現在で満65歳以上の方全員を対象に実施いたします。7月中旬より各地区の民生委員さんが、該当するお宅に調査用紙をお配りします。アンケートは、解答例に丸をつける簡単な方式です。

※7月27日より民生委員さんが回収に回りますので、記入しておいてください。お願いします。

(2) 高齢者在宅調査ならびに老人施設入所者調査

(3) 若年者一般調査
平成10年4月1日現在で満40歳～64歳の人の約10%にあたる人に、高齢者一般調査と同様の調査書を役場から配布します。これは日頃の健康状態をお伺いするほかに、介護する立場からの御意見を聞いています。これらが介護される立場になり、自分が介護される立場になったときに、保健福祉サービスの利用意向をお伺いするための調査です。記入後、定められた期日までに役場住民課窓口へ出されるか、お近くの郵便ボックスへ投函して下さるようお願いいたしました。

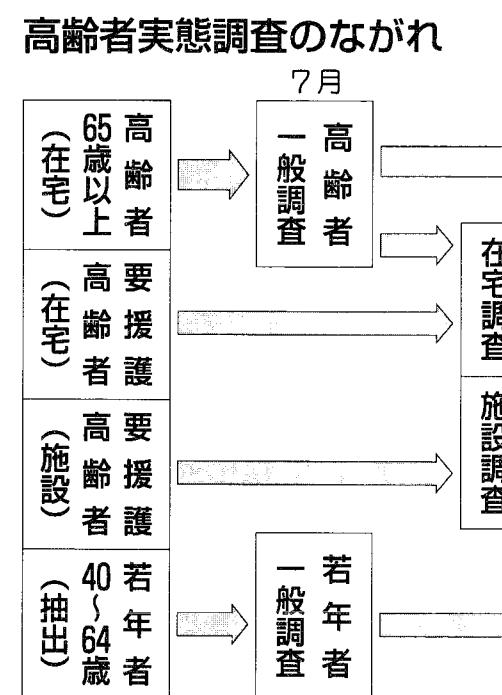
介護保険制度においては、40歳以上の国民が保険料を負担することになります。調査に該当された人は、御協力を

します。

お願いいたします。
介護保険制度の詳しい内容は、広報5月号を御覧になるか、保健福祉係へお尋ね下さい。

老人保健福祉・介護保険事業

必要なサービス量や施設の把握と整備



- A** 一定額以上の年金を受けている65歳以上の人には年金から天引きされます。また40歳以上で65歳未満の医療保険に入っている人は、医療保険料として納めます。また介護サービスを利用した場合、費用額の1割が自己負担となります。
- Q** 保険料はどのように納めるのか？

平成10年度 国民健康保険税確定

私たちには、いつ、どこで大きな事故や病気になって治療をうけられるように、「安心して」民健保の制度です。

保険税の決め方

保険税は、①所得割50%②資産割13%③均等割27%④平等割10%、の割合で算定されています。

今月は、保険税第2期の納入月です。1年分の保険税額はすでに通知していますが、算定方法について説明します。

①所得割

前年の総所得金額から住民税の基礎控除額(33万円)を差し引いた残りの額を乗じて算出。

今年度の途中で加入した場合は加入者一人につき1世帯22,490円

55歳以上の人で年金所得が含まれている場合は2万円、たまっている場合は17万円を加えた額)を乗じて算出。

金額に所得割の税率(6・41%)を乗じて算出。

月割計算について

年頭の途中で加入した場合は加入者一人につき1世帯22,490円

この4つを加入了額が1年間の保険税となります。なお、税額には最高限度があり、今年度も昨年同様に53万円です。

算定方法について説明します。

算定方法について説明します。

医療費の抑制に御協力を！

低所得者救済のため、総所得額に応じて均等割および平等割が軽減されます。世帯の総所得金額が33万円以下の場合は、6割、世帯主を除く被保険者数に24・5万円を乗じて得た金額に33万円を加えた金額以下の場合には4割軽減がなされます。

医療費は前年に比べ約32%の増となり、高額療養費も22%増の17,104千円となりました。

このため、国保財政は極めて厳しい状況にあり平成10年

度の予算編成には、給付準備金を取り崩して編成しております。また、国保税においては、国保加入者一人当たり5%アップで計算させていた

ました。今後とも保健事業を一層推進し、医療費の低減化を図ります。

課税は届け出の月によるものではなく、資格の得喪月に

のではなく、資格の得喪月に

のではなく、資格の得喪月に